

			<p><主要な業務実績></p> <p>期中における短期借入金残高（最高額 420 億円）は借入限度額の範囲内であった。</p> <p>具体的には、期首の借入金残高 287 億円及び交付金支払不足額 507 億円のうち、376 億円を調整金収入等により償還し、残りの 418 億円について借換えを行った。</p> <p>機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。</p> <p>砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足について借り入れたものであり、借り入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>特くなし</p> <p><その他事項></p> <p>特くなし</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評定	b
評定	b					

3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 億円とする。	3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。	○ 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。	<主要な業務実績> 資金の状況を把握した結果、借入れの必要はなかった。 <課題と対応> —	<評定と根拠> 評定— —

4. その他参考情報

(砂糖勘定の繰越欠損金)

繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

令和3年度においては、調整金等収入 406 億円に対し、交付金等支出 497 億円で 91 億円の調整金の収支差が生じたことから、令和3年度末における砂糖勘定の主な繰越欠損金は 455 億円となった。

(別添 7-7)

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー		行政事業レビューシート事業番号：0161			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			評定	B	大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、いずれもB評定であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）
	緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算	緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算	○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算					
						評定	B	
								<評定に至った理由> 小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることか

算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。	算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。	及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等 1,007 百万円を令和 3 年 10 月 28 日に国庫納付した。	<評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	ら、評定は B とした。 小項目の総数： 1 評定 s の小項目数： 0 × 4 点 = 0 点 評定 a の小項目数： 0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%) ・緊急的な経済対策として、平成 24、25、26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等の不要となる資金については、令和 3 年 10 月に国庫納付されており、適切に実施されている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし
平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稻わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稻わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度	○ 2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果		評定 評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。	

	<p>予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。</p>	<p>予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。</p>	<p>があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 平成 23 年度に牛肉・稻わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る返還金等 11 百万円を令和 3 年 4 月 28 日、7 月 30 日、10 月 28 日及び令和 4 年 1 月 27 日に国庫納付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり四半期毎に国庫納付を行うことができた。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評価 b の小項目数：1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>・平成 23 年度に牛肉・稻わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した、肉用牛肥育経営緊急支援事業について、国庫納付が適切に行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評定	b
評定	b								

4. その他参考情報

特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
—	第6 第5に規定する 財産以外の重要な財産 を譲渡し、又は担保に供 しようとするときは、そ の計画 予定なし	第6 前号に規定する 財産以外の重要な財産 を譲渡し、又は担保に供 しようとするときは、そ の計画 予定なし	—	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	評定	—	—
4. その他参考情報								
特になし								

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
7	剰余金の使途							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評定	—	—
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 業務運営に必要なものに充てるべき剰余金はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	評定	—	—
4. その他参考情報								
特になし								

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8-1～8-8	8-1 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 (2) コンプライアンスの推進 8-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 8-3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進	8-4 消費者等への広報 (1) 消費者等への情報提供 (2) ホームページの機能強化 8-5 情報セキュリティ対策の向上 (1) 情報セキュリティ対策の向上 (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 8-6 施設及び設備に関する計画 8-7 積立金の処分に関する事項 8-8 長期借入れを行う場合の留意事項	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0164

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
情報提供した事項に に対する照会件数	—	3件	3件	5件	2件	1件			
目標業務日以内に対 応した件数	翌業務日以内の 対応	3件	3件	5件	2件	1件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
機構からの直接補助 対象者等に係る情報 公表回数	—	2回	2回	2回	2回	2回			
目標業務日以内に対 応した回数	9月末までの公 表	2回	2回	2回	2回	2回			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
生産者等への資金に 係る情報公表回数	—	2回	2回	2回	2回	2回			
目標業務日以内に対 応した回数	9月末までの公 表	2回	2回	2回	2回	2回			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
輸入指定糖等から徵 収した調整金の総額 等に係る情報公表回 数	—	4回	4回	4回	4回	4回			
目標業務日以内に対 応した回数	四半期終了月の 翌月末までの公	4回	4回	4回	4回	4回			

	表								
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
機構からの補助金により造成された基金数	一	7 基金	7 基金	6 基金	5 基金	5 基金			
保有状況等を公表した基金数	全ての基金について公表	7 基金	7 基金	6 基金	5 基金	5 基金			
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	一	1回	1回	1回	1回	1回			
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	1回	1回	1回	1回	1回			
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項			評定 B 大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、A評定が1、B評定が5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) 中項目の総数：8 評定Sの中項目数：0×4点= 0点 評定Aの中項目数：1×3点= 3点 評価Bの中項目数：5×2点= 10点 評価Cの中項目数：0×1点= 0点 評価Dの中項目数：0×0点= 0点 (評価対象外：2) 合計 13 点 (13／12=108%)
1 内部統制の充実・強化	1 ガバナンスの強化	1 ガバナンスの強化	○1 ガバナンスの強化				評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上

					<p>120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：7</p> <p>評定 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点</p> <p>評定 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点</p> <p>評価 b の小項目数：7 × 2 点 = 14 点</p> <p>評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点</p> <p>合計 14 点 (14/14=100%)</p> <p>・内部統制の充実・強化については、法人に期待される役割を果たしていくため、内部統制委員会を開催し、PDCA サイクルによる確実な検証、業務の改善の検討を行っている。また、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をインターネットに掲載するなどして役職員に広く周知している。さらに行動憲章の浸透に向け、周知週間の設定、役職員が自らの行動目標を検討する等、意識向上を図っている。</p> <p>・法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から内部監査が実施されており、理事長によるマネジメントの下、業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。</p> <p>・コンプライアンスの推進については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき実施され、外部のコンプライアンス推進相談等窓口の適切な運用等、各種取組が適切に行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>
--	--	--	--	--	---

	(1) 内部統制の充実・強化 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。 また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。	(1) 内部統制の充実・強化 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。	(1) 内部統制の充実・強化 内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。 ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。	◇ア 内部統制の推進 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 令和3年5月31日に内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係る令和元年度の点検結果のフォローアップ及び令和2年度のモニタリング結果の点検を行った。また、平成30年度に策定した内部統制に関する改善方針に係る具体化方策の対応状況の点検を併せて行った。 また、行動憲章の浸透をさらに促進するため、行動憲章周知週間（11/8～12）を設け、ポスター掲示及び認識等に関するアンケートを実施した。アンケートでは、行動憲章の5つの指針について自らの行動目標を記載させ、その実践に資するため幹部会・イントランネットで紹介した。	<評定と根拠> 評定b 内部統制委員会を開催し各種取組に関する点検等を通じ、PDCAサイクルによる確実な検証及び今後に向けた対応の検討を行うことができた。また、行動憲章のさらなる浸透に向け、指針を踏まえた行動の振り返りを通じて、役職員の具体的な行動目標を考えさせるとともに、それらを役職員間で共有することができた。	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。
		イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。	◇イ 役員会の開催 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要す	<主要な業務実績> 財務諸表の承認申請、業務方法書の変更認可申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催し、審議を行った。	<評定と根拠> 評定b 役員会を適切に開催することにより、理事長の意思決定の補佐に十分に取り組むことができた。	<課題と対応> 特になし	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。

		<p>る</p> <p>ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催する。</p> <p>また、新型コロナウィルス感染症拡大防止等のため、テレワーク等の取組を推進する。</p>	<p>◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るために、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方針性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をインターネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。</p> <p>また、新型コロナウィルスの感染拡大防止の観点から、創立記念行事や仕事始めの理事長メッセージについては、引き続き、対面ではなく動画配信により伝達した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>幹部会を定期的に開催し、その内容をインターネットへ掲載するなどして、役職員間の意思疎通及び情報共有に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p>
		<p>エ 令和3年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>◇エ 内部監査の実施</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>内部監査年度計画（令和3年3月23日付け2農畜機第7152号）に基づき、調査情報部、酪農乳業部、総務部及び特産調整部の所掌業務並びに法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の運用について内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p> <p>(別添8-1)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>内部監査年度計画における被監査部署4部署及び3テーマ（計7件）について、計画どおり内部監査を実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p>

	<p>オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。</p> <p>◇オ リスク管理対策の推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和3年9月13日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議した。</p> <p>また、令和3年11月18日～12月24日に職員（臨時職員を含む）を対象として、業務上発生する事務ミス防止に必要な心構えと具体的な方策等を習得し、業務遂行上のリスクを自ら適切かつ効果的に管理する仕組みの理解を促す研修について、動画視聴及び個人ワークにより実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>計画どおりリスク管理委員会等を開催し、リスクの適切かつ効率的な管理に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td><td>b</td></tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b							
法人の自己評価は、適当と認められる。								
	<p>カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。</p> <p>◇カ 個人情報保護対策の推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和3年7月27日に開催された個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員9名を参加させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を行った（鹿児島：5月から8月及び10月）。</p> <p>令和3年7月26日～8月24日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個人情報の保護についてセルフチェックを行い、個人情報の漏えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認した。</p> <p>また、メール誤送信に</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>個人情報保護に関する研修、認識度調査、個人情報保護管理担当者の自己点検及びその結果に対する指導、メール誤送信に係る具体的な対策の実施等を通じて、個人情報保護対策を推進することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td><td>b</td></tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適當と認められる。</td></tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適當と認められる。	
評定	b							
法人の自己評価は、適當と認められる。								

			<p>による個人情報漏えい対策として、全役職員に対し、意識改革に資するよう個人情報漏えいの防止を図る上での心構えのほか、これまでに発生した事例等や再発防止対策（強制BCC導入）について、12月16日に対面及びWebにより説明会を行った。</p> <p>このほか、令和4年2月9日から3月2日に、個人情報保護管理担当者（各課長）を対象に、個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施した。</p>						
(2) コンプライアンスの推進	(2) コンプライアンスの推進	◇ (2) コンプライアンスの推進	<p><主要な業務実績></p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>令和3年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口・外部相談窓口）の適切な運用、eラーニング研修の実施、認識度調査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進週間」（5月、10月）における啓発、他法人等における事例の共有、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。</p> <p>また、令和3年度コンプライアンス推進計画の実施状況をコンプライアンス委員会において報告するとともに、令和4年度コンプライアンス推進計画を策定することができた。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td><td>b</td></tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b								
法人の自己評価は、適当と認められる。									

2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	○ 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	報告するとともに、令和4年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。 (別添8-2、8-3)	<p>評定 B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：4</p> <p>評定 s の小項目数：0 × 4点 = 0点 評定 a の小項目数：0 × 3点 = 0点 評価 b の小項目数：4 × 2点 = 8点 評価 c の小項目数：0 × 1点 = 0点 評価 d の小項目数：0 × 0点 = 0点 合計 8点 (8 / 8 = 100%)</p> <p>・職員の人事に関する方針については、勤務状況管理システムにより職員の勤務管理の効率化が図られたほか、職員の適正配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度が適切に実施されている。</p> <p>・業務運営能力等の向上については、職員の総合的能力を養成するための階層別研修、専門的能力を養成するための専門別研修を年間を通じて計画的に十分実施されている。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし</p>
機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職	(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職	(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職	◇ (1) 職員の人事に関する方針 (指標=職員の適正な配置、人事評価制度等) s : 取組は十分であり、	<主要な業務実績> 勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人	<p>評定 b</p> <p>評定と根拠></p> <p>勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人</p> <p>ため、職員の適正配置、</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

<p>員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。</p>	<p>員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>事管理・人材育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。 また、令和3年度において3名の新規採用及び1名の任期付職員採用を行った。 なお、新規採用にあたっては、コロナ禍における現下の状況を踏まえ、新たにWeb形式による会社説明会等を実施する等により採用業務と感染症対策の両立を図った。</p>	<p>人事評価、管理職ポストオフ、新規採用等の取組を適切に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。</p> <p>[参考1] 期初の常勤職員数の見込み237人 期末の常勤職員数の見込み250人（期初の常勤職員数にTPP11協定の発効に伴い追加される加糖調製品からの調整金徴収業務に係る増員数13人を加えた数）</p> <p>[参考2] 中期目標期間中の人件費総額見込み10,643百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。</p> <p>◇ (2) 人員に関する指標 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する)</p>		<p><主要な業務実績> 期末の常勤職員数は229人となった。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 常勤職員数が計画どおり250人を上回っていないことを確認した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。</p>

(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に發揮できるよう、以下のとおり研修を行う。 ア 職員の総合的能力を養成するため階層別研修(初任者、一般職員、管理職)を実施する。	(3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。 ア 職員の総合的能力を養成するため階層別研修として以下の研修を実施する。 (ア)初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等 (イ)一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等 (ウ)管理職研修として、新任管理職研修等	(3) 業務運営能力等の向上 ◇ア 階層別研修の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 令和3年度新規採用者等に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、農村派遣研修については実施を見合わせた。 ア 新聞購読研修(11月～3月、令和4年度新規採用予定者8名) イ 採用時衛生研修(4月、7月、令和3年度新規採用者等4名) ウ 業務概要習得研修(4月、7月、令和3年度新規採用者等4名) エ ビジネスマナー研修(4月、令和3年度新規採用者3名) オ 初任者現地研修(11、12月、令和3年度新規採用者等延べ18名) 一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能	<評定と根拠> 評定b 階層別に求められる職員の総合的能力を養成するための、階層別研修を概ね計画どおり実施することができた。 <課題と対応> 特になし

評定 b
法人の自己評価は、適當と認められる。

			<p>力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 係員研修（4、7、12月、78名） イ 係長研修（2月、34名） ウ 行政実務研修（7～6月、3名） エ 中堅職員（課長補佐）研修（3月、22名） オ 上級中堅職員（課長代理）研修（2月、25名） カ IT リテラシー向上研修（8～2月、27名） キ 統計分析研修（5、7、8、1月、5名） ク 情報提供技術向上研修（11、12、1月、7名） ケ TOEIC IP テスト（5、6月、12名） コ 役員を講師とした機構業務の位置付け等に係る研修（7、9月、156名）</p> <p>管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 新任管理職研修（5、6、8、9、10、11、1、2月、9名） イ 評価者研修（4、8、11月、62名） ウ メンタルヘルス研修（2月、94名）</p>	
--	--	--	---	--

イ 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。	イ 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。 (ア)会計関連研修として、会計事務職員研修 (イ)広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修 (ウ)総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修 (エ)監査関連研修として、内部監査研修等 (オ)調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、 (カ)畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修	◇イ 専門別研修の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 職員の専門能力を養成するため、以下の研修を実施した。 ・会計関連研修 会計事務職員研修（9～11月、1名） ・予算編成支援システム研修（11月、1名） ・広報・システム関連研修 ア 広報研修（9月、1名） イ 情報ネットワーク維持管理研修（9月、2名） ・総務・人事関連研修 ア 衛生管理者養成研修（10月、1名） イ 個人情報保護研修（7月、9名） ウ 上記に加え、公文書管理研修（5、12月、2名）及びメンタルヘルス管理研修（2月、2名） ・監査関連研修 ア 内部監査研修（12月、1名） ・調査情報関連研修 ア 語学力向上研修（5～3月、7名） イ JETRO 派遣（海外派遣を含む）研修（4～3月、3名） ・畜産関連研修 ア 中央畜産技術研修（11月、2名） イ 食肉基礎研修（10月、5名） ・貿易実務研修（9月、5名）	<評定と根拠> 評定 b 職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおり実施することができた。 <課題と対応> 特になし	評定 法人の自己評価は、適當と認められる。 b
---	--	---	---	--	-----------------------------------

3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	○ 3 情報公開の推進			評定	B
						<評定に至った理由>	小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。
(1) 情報開示及び照会事項への対応	(1) 情報開示及び照会事項への対応	(1) 情報開示及び照会事項への対応	◇ (1) 照会事項への対応	<主要な業務実績> 情報提供した事項に 対して照会のあった 3 件について、3 件とも翌 業務日以内に回答した。 (別添 8-4)	<評定と根拠> 評定 b 照会のあった 3 件とも、翌業務日以内に対応 することができた。達成 度合は 100% (3 件 / 3 件) であった。	小項目の総数 : 6 評定 s の小項目数 : 0 × 4 点 = 0 点 評定 a の小項目数 : 0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数 : 6 × 2 点 = 12 点 評価 c の小項目数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 12 点 (12 / 12 = 100%)	・情報開示及び照会事項への対応については、照会事項に対して、翌業務日以内に確実に対応している。 ・資金の流れ等についての情報公開の推進については、全ての資金について、計画どおりホームページに公表するとともに、法人からの補助対象者等についても、適切に公表している。また、令和 2 年度の実績については、国からの交付額、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表している。
						<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし	<その他事項> 特になし
公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく	公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく	公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく	法律第 140 号）に基づく	<課題と対応>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。

<p>情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。 ア 畜産関係業務、野菜関係業務 (ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p>	<p>内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 ア 畜産関係業務、野菜関係業務 ◇ (ア) 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は100%であった c : 達成度合は、80%以</p>	<p>特になし</p> <p><主要な業務実績> 畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和3年9月末までにホームページにおいて公表した。</p> <p><評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに公表することができた。達成度合は100%(2回/2回)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
--	---	---	--	--	------------------------------------

これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。	(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。	上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった ◇(イ) 生産者等への資金に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者に渡った資金の事業別、地域別の総額を令和3年9月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに公表することができた。達成度合は100%（2回/2回）であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構から対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。	特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	<主要な業務実績> 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 計画どおり四半期の終了月の翌月末までに情報を公表することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

			c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった			
また、畜産業振興事業により、事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。	また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。	ウ 畜産業振興事業に より事業実施主体等に おいて造成された基金 については、基金基準等 に準じて定めた基準に 基づき、基金の保有状 況、今後の使用見込み等 を取りまとめて公表す る。	◇ウ 機構からの補助 金により造成された基 金に係る情報公開の推 進 分母を機構からの補 助金により造成された 基金数とし、分子を公表 した基金数とする。 s : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の ための特に優れた取組 内容が認められる a : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容 が認められる b : 達成度合は 100%で あった c : 達成度合は、80%以 上100%未満であった d : 達成度合は、80%未 満であった	<主要な業務実績> 基金管理基準に基づ き、以下の5基金につい て、名称、基金額等の基 本的事項等を令和3年 11月6日にホームページ において公表した。 ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支 援資金金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リー ス基金 ⑤加工原料乳生産者積 立金	<評定と根拠> 評定 b 基金管理基準に基づ き、基本的事項を公表す ることができた。達成度 合は 100% (5基金/ 5基 金) であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。
このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。	このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極	エ 畜産業振興資金に 繰り入れられた事業返 還金を含む経理の流れ を、事業返還金の活用理 由等を付記した上で9 月末までに公表する。	◇エ 事業返還金を含 む経理の流れに係る情 報公開の推進 分母を公表回数とし、 分子を9月末までに公 表した回数とする。 s : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の ための特に優れた取組 内容が認められる a : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容 が認められる	<主要な業務実績> 令和2年度の実績に 係る畜産業振興資金に 繰り入れられた補助事 業に係る返還金を含む 経理の流れを、事業返還 金の活用理由等を付記 した上で、分かりやすい 内容で令和3年9月15 日にホームページにお いて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 令和2年度の畜産業 振興事業の実績につい て、畜産業振興資金に繰 り入れられた事業返還 金を含む経理の流れを、 分かりやすい内容で9 月末までに公表するこ とができた。達成度合は 100% (1回/ 1回) であ った。	評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。

4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	<p>的な説明を行う。</p> <p>が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>○ 4 消費者等への広報</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定は a が 3、b が 2 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 120%以上であることから、評定は A とした。</p> <p>小項目の総数： 5</p> <p>評定 s の小項目数： 0×4 点 = 0 点 評定 a の小項目数： 3×3 点 = 9 点 評価 b の小項目数： 2×2 点 = 4 点 評価 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点 評価 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点 合計 13 点 ($13 / 10 = 130\%$)</p> <p>・消費者等への情報提供については、広報誌について、情報発信の維持・強化の取組として、紙媒体を廃止して、Web 配信に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月に増加させるとともに、農畜産業や法人業務への理解を深め法人のファンを増やすため、Facebook により随時情報発信を行っている。 また、消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alic セミナーを YouTube 等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることにより、参加者からの高評価を得ている。 ・ホームページの機能強化については、アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、各部へその結果を提供し、情報提供の充実に活用している。 また、広報誌について、消費者等が手軽に閲覧できるようにデジタルブックを新規導入したほ</p>	評定	A
評定	A						

						か、畜産の情報のバックナンバーの検索機能向上等を行った。
<p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。</p> <p>また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p> <p>◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供</p> <p><主要な業務実績> 各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を4回開催し、ホームページ等の改善を図るため、広報推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討し、広報活動の改善・強化に努めることができた。 (別添8-5)</p> <p><評定と根拠> 評定 b ホームページ等の改善を図るため、広報推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討し、広報活動の改善・強化に努めることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定</p>	<p>b</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

				評定	b
ア 消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の充実を図る。	イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。	<p>◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を令和4年1月に実施した。(全国15歳以上の男女、有効サンプル数は200名)</p> <p>(別添8-6)</p> <p><主要な業務実績></p> <p>アンケート調査の結果等を踏まえ、野菜業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ(Q&A)をアニメーション化して動画共有サイト(YouTube)により動画を配信した。</p> <p>また、「消費者コーナー」の料理レシピについて、写真の解像度をアップしたほか、閲覧者がレシピを検索しやすいよう、材料別やジャンル別に整理するなど構成を見直した。</p> <p>さらに、広報誌について、紙媒体を廃止してWeb配信に一本化した上で、発行頻度を従来の隔月から毎月に増やすとともに、Facebookによる</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>令和4年度における情報提供の参考とするため、計画どおりアンケート調査を実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	法人の自己評価は、適当と認められる。
				評定	a
					広報誌について、情報発信の維持・強化の取組として、紙媒体を廃止して、Web配信に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月に増やすとともに、農畜産業や法人業務への理解を深め法人のファンを増やすため、Facebookにより随時情報発信を行ったことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。

				<p>情報発信についても、機構の認知度向上と農畜産業や機構業務への理解を深め、機構のファンを増やすため、引き続き取り組んだ。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし</p>		
			<p>イ 消費者等との意見交換会等を通じた双方に向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>ウ 消費者等との意見交換会等を通じた双方に向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。</p> <p>◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催（指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>搾乳ロボット技術等を活用したスマート酪農業に対する、消費者等の理解を促進するため、Web会議を利用した関係者との意見交換会を開催した。 (別添8-7)</p> <p>また、alicセミナーを5回開催し、動画共有サイト(YouTube:alicチャンネル)やWeb会議を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。 (別添8-8、8-9)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 a</p> <p>意見交換会については、コロナ禍により生産現場へ赴いての開催が難しい中、Web方式でも現場の実情が理解できるよう効果的な動画を視聴してもらうなどの工夫により、参加者からは、酪農業の現状と機械導入の必要性等スマート酪農業への理解が深まったとの意見が出されたほか、消費者団体のホームページ等を通して広くフィードバックされ、省力化機械装置の導入による持続可能な酪農経営や機構業務等への理解の促進を図ることができた。</p> <p>また、alicセミナーでは、動画共有サイト(YouTube)やWeb会議方式により、海外(ブリュッセル、シドニー)から生の情報をリアルタイムで配信したことや、国際果実野菜年や各国の食肉代替食品の消費動向といったタイムリーなテーマを取り上げたことにより、参加者アン</p>	<p>評定</p> <p>a</p> <p>消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alicセミナーをYouTube等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることにより、参加者からの高評価を得ていることは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p>

			<p>（2）ホームページの機能強化</p> <p>ホームページによる情報提供については、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページのスマートフォンへの対応等、ホームページの機能強化に努める。</p> <p>（2）ホームページの機能強化</p> <p>ホームページの機能強化を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>ア　ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を実施する。</p> <p>イ　アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、ホームページをスマートフォンへ対応させるなど必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p> <p>ウ　農畜産業及びその関連産業の発展に寄与するため、これら産業に携わる事業者等がホームページ等に広告を掲載する機会を提供する。</p> <p>◇（2）ホームページの機能強化</p> <p>（指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>ケートにおいて高評価を得ることができた。これらのように工夫した取組ができたことから、a評価とした。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし</p> <p>＜主要な業務実績＞</p> <p>アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、各部へその結果を提供し、情報提供の充実に活用した。（別添8－10）</p> <p>また、広報誌については、デジタルブックの導入で紙面の拡大やページめくり等が可能となるなど、パソコンやスマートフォン等での見やすさが改善した。</p> <p>また、畜産の情報のバックナンバーの検索機能について、検索範囲の拡充や検索時間の短縮のための改修を行うなどホームページの機能強化を図った。</p> <p>さらに、農畜産業及びその関連産業の発展に資するための関連事業者等への広告掲載について、対象者の要件を緩和し、ホームページ5者、情報誌のメールマガジン2者へ掲載の機会を提供した。</p> <p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定 a</p> <p>ホームページのアクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用することができた。</p> <p>また、広報誌については、デジタルブックの導入で紙面の拡大やページめくり等が可能となるなど、パソコンやスマートフォン等での見やすさが改善した。</p> <p>また、畜産の情報のバックナンバーの検索機能強化により、利用者の利便性の向上につなげることができた。</p> <p>これらのように工夫した取組ができたことから、a評価とした。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし</p>	<p>評定</p>	a

5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	○ 5 情報セキュリティ対策の向上	評定	B
				<評定に至った理由>	小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。
サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これ	(1) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これ	(1) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これ	◇ (1) 情報セキュリティ対策の向上 (指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策の改善等) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
				評定 b 令和 3 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、以下①から⑥の取組を実施した。 ① 役職員を対象として外部講師による動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型	法人の自己評価は、適当と認められる。

<p>に基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>に基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>キュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>メール訓練及びテレワーク時を含む情報セキュリティ対策に関する自己点検を行った。点検結果に基づく各部の改善結果の評価から得られた共通的な留意点については、次年度の自己点検計画に反映させることとした。</p> <p>② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外部通信遮断訓練及び情報システム担当職員を対象とした連絡訓練を実施した。</p> <p>③ 情報セキュリティ対策、ICT リテラシー、不審メール対処方法等について、ポップアップ形式で役職員に対し随時周知した。また、メール誤送信対策として、添付ファイルにパスワードを自動的に付与する仕組みや強制 BCC を導入した。</p> <p>④ 情報システムを対象に、情報セキュリティ対策を維持・強化するための、セキュリティ診断及び運用状況や今後の更新等の予定・進捗を確認するためのヒアリングを実施した。</p> <p>⑤ サイバー攻撃や不正アクセスに対する対策として、プロキシ</p>	<p>ことができた。 また、情報セキュリティ委員会において、令和3年度情報セキュリティ対策推進計画の実績を総括し、審議した上で、令和4年度の同計画を策定し PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
---	---	--	---	--	--

			<p>サーバ、IPSによる外部監視サービス、ファイル暗号化システム及び振舞検知ソフトの運用を継続した。また、基幹システムを安定稼働するための情報セキュリティ機器（集中型 UPS（無停電電源装置）・IT 資産管理システム等）の更改を実施した。</p> <p>⑥ 令和 2 年度に実施された NISC による情報セキュリティ監査のフォローアップ（マネジメント監査、ペネトレーションテスト）に適切に対応し、指摘事項について全て措置済みとなつた。</p> <p>また、令和 4 年 3 月 16 日に情報セキュリティ委員会を開催し、令和 3 年度情報セキュリティ対策の実績を報告するとともに、令和 4 年度情報セキュリティ対策推進計画の了承を得た。</p>		
(2) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やか	(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。	◇ (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 (指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行つた。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p>

	に農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	況等について、同省の担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。	報交換を的確に実施することができた。 <課題と対応> 特になし	
—	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	—	—	—	評定 —
—	7 積立金の処分に関する事項	7 積立金の処分に関する事項	○ 7 前期中期目標期間繰越積立金の処分			評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数： 1 評定 s の小項目数： 0 × 4 点 = 0 点 評定 a の小項目数： 0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%) ・前中期目標期間繰越積立金については、該当する勘定においてそれぞれ適切に管理されている。
	畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年	畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年	s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、	<主要な業務実績> (畜産勘定) 畜産勘定の前中期目標期間繰越積立金 870 百	<評定と根拠> 評定 b 前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補	評定 b <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし 法人の自己評価は、適當と認められる。

	<p>法律第 126 号。以下「機構法」という。) 附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ニからチまでに規定する業務、同条第 5 号ニ及びホに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。</p>	<p>法律第 126 号。以下「機構法」という。) 附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからヘまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びヘに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。</p>	<p>かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>万円は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第 8 条第 1 項に基づき管理している。</p> <p>(補給金等勘定) 令和 2 年度決算において 8,215 百万円の当期純損失を計上したため、機構法第 10 条第 1 号ロからヘまでに規定する業務に前中期目標期間繰越積立金（2 年度末残高 17,078 百万円）を充てた。</p> <p>(でん粉勘定) 令和 2 年度決算において、599 百万円の当期純損失を計上したため、前中期目標期間繰越積立金（2 年度末残高 2,341 百万円）を充てた。</p> <p>(肉用子牛勘定) 令和 2 年度決算において 3,701 百万円の当期純利益を計上したため、肉用子牛生産安定等特別措置法第 3 条第 1 項に規定する業務への前中期目標期間繰越積立金（2 年度末残高 1,994 百万円）の充当実績は無かった。</p>	<p>給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定においてそれぞれ適切に管理することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	---	--	--

6 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	8 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	—	○ 8 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入れ s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 長期借入れは行わなかつた。 <評定と根拠> 評定— <課題と対応> —		評定 — 評定 — —
--	--	---	---	--	--	---------------------------------

4. その他参考情報

特になし